

京都労働局
平成27年8月11日
午後6時00分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

| | |
|--------|-----------------|
| 担 当 | 京都労働局労働基準部賃金室 |
| | 賃金室長 吉岡宏修 |
| | 賃金指導官 横井寿洋 |
| | 電話 075-241-3215 |

京都府最低賃金は、18円アップで時間額807円に

—京都府最低賃金審議会が引上げの答申—

京都府最低賃金審議会（会長 久本憲夫 京都大学公共政策大学院教授）は、京都府最低賃金（時間額789円）を18円引上げて807円にすることが適当であると、本日（8月11日）京都労働局長に答申した。

京都労働局長は、この答申に基づき、速やかに改正決定に関わる所要の手続きを進める。

答申の要旨

- ① 京都府最低賃金を、1時間807円（18円引上げ）に改定する。
- ② 改定額の効力発生は法定どおりとする。（平成27年10月7日発効の予定）
- ③ 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする支援等に引き続き取り組むことを強く望む。特に中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）が京都府を始めとし、全ての都道府県が活用できるよう制度の拡充を要望する。
- ④ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

〈答申までの経過〉

平成27年7月3日、京都労働局長は京都府最低賃金審議会に対して京都府最低賃金の改正決定に係る調査審議を求めた（諮問）。

同審議会はこれを受けて、7月30日に中央最低賃金審議会から示された目安（京都府の場合18円の引上げ）を参考にしつつ、慎重に調査審議を重ねた結果、本日（8月11日）答申がまとめられたものである。

※今後の手続き

- 1 答申に対する異議の申出の受理（異議の申出期間は8月26日まで）
- 2 京都府最低賃金審議会における異議の取り扱い審議（異議申出がある場合）
- 3 異議に対する審議会の答申が得られれば、最も早い官報公示日は9月7日、発効日は10月7日を予定

※過去の最低賃金の改定状況

| 年度 | 最低賃金額 | 引上げ額 | 引上げ率(%) |
|------------------------|-------|------|---------|
| 平成14年 (14.10.1発効) | 677 | 0 | 0.00 |
| 平成15年 (14.10.1発効) | 677 | 0 | 0.00 |
| 平成16年 (16.10.1発効) | 678 | 1 | 0.15 |
| 平成17年 (17.10.1発効) | 682 | 4 | 0.59 |
| 平成18年 (18.10.1発効) | 686 | 4 | 0.59 |
| 平成19年 (19.10.25発効) | 700 | 14 | 2.04 |
| 平成20年 (20.10.25発効) | 717 | 17 | 2.43 |
| 平成21年 (21.10.17発効) | 729 | 12 | 1.67 |
| 平成22年 (22.10.17発効) | 749 | 20 | 2.74 |
| 平成23年 (23.10.16発効) | 751 | 2 | 0.27 |
| 平成24年 (24.10.14発効) | 759 | 8 | 1.07 |
| 平成25年 (25.10.24発効) | 773 | 14 | 1.84 |
| 平成26年 (26.10.22発効) | 789 | 16 | 2.07 |
| 平成27年 (27.10.7発効予定) | 807 | 18 | 2.28 |

※ 時間当たりで最低賃金を決める制度になった平成14年度（2002年）以降、過去2番目に高い引上げ額（過去最高は平成22年の20円）

※ 公労使委員が全会一致で賛成採決するのは、3年ぶり（前回は平成24年度）

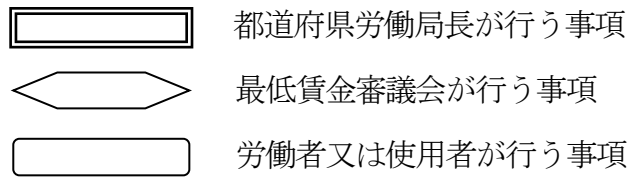
※ 最低賃金改正に伴う影響率について

影響率（時間額が806円以下の労働者の割合）12.7%

（影響率とは、賃金が改正後の最低賃金を下回る労働者の割合のこと）

〈参考〉

最低賃金決定の仕組み



〈最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金〉

(地域別最低賃金)

